

## 消防長が認める消防水利施設の設置基準

平成 28 年 11 月 28 日

宜野湾市消防本部

(趣旨)

第 1 条 この基準は、宜野湾市開発等及び中高層建築物に係る消防施設等設置要綱（以下「要綱」という。）の第 5 条消防水利施設（以下「消防水利」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 要綱第 5 条第 1 項ただし書きに規定する消防水利が十分で設置の必要がないと認められるときは、次のとおりとする。

(1) 開発区域を消防活動上有効な既存の消防水利により、要綱第 5 条第 3 項に掲げる距離内で包含できるとき。

(2) 運動場又は墓地等の用途で、消防活動上において設置の必要がないと認められるとき。

2 要綱第 5 条第 2 項に規定する消防長が必要とする消防水利の数は、要綱第 5 条第 1 項の基準を準用する。この場合、同項第 1 号表中の事業面積（敷地面積）とあるのは、延床面積と読み替えるものとする。

3 前項の規定により消防水利を設置した場合、要綱第 5 条第 1 項の規定は適用しないものとする。

附 則

この基準は、平成 28 年 11 月 28 日から実施する。